

帯広市立西小学校いじめ防止基本方針

文部科学省による「いじめ防止等のための基本的な方針」にのっとり、本校におけるいじめ防止基本方針を定めるものとする。

1 はじめに

いじめが、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、本校児童の尊厳を保持するとともに、安心して健やかに成長できる環境を保障できるよう、いじめの未然防止、早期発見及び早期解消のための対策に関し、基本理念、関係者の責務や役割、基本的な方針の策定並びに対策の基本となる事項等を定めることにより、いじめの防止のための対策を、総合的かつ効果的に推進するものとする。

2 いじめの定義

【いじめの定義】

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人的関係(学校・学級や部活動、塾やスポーツ少年団など、何らかの関係がある児童を指す)にある児童が行う心理的または、物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめ防止対策推進法第2条)

次の要件が満たされている場合はいじめとして対応する。

- (1) 一定の人間関係にあること(学校外の塾やスポーツ少年団なども含めて)
- (2) 心理的または物理的な影響を与える行為(インターネット上のものも含めて)
- (3) 行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じていること

いじめの解消とは

- (1) いじめに係わる行為が止んでいること(相当の期間3ヶ月を目安)
- (2) 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

※2つの要件が満たされた場合に解消となる

(平成30年2月 北海道いじめ防止基本方針のポイント)

3 いじめ防止対策のための組織

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ防止対策委員会」を設置し、必要に応じて委員会を開催する。

- (1) 名称：西小学校いじめ防止対策委員会(特別委員会)
- (2) 構成：管理職、当該学級担任、学年団、生徒指導部、養護教諭・特別支援学級担当(状況に応じて)
(必要に応じてPTA四役・学校評議委員・教育委員会・専門機関<SSWなど>・エリアファミリーなどを活用した異校種関係者)
- (3) 活動：①いじめの防止に関すること
②いじめの早期発見に関すること
③いじめ事案に対する対応に関すること
- (4) 会議：4月(計画会議)、3月(反省会議)、1・2学期期末、その他必要に応じて開催する
(いじめ事案発生時は緊急開催する)。学校評議委員とPTA四役については、必要に応じて出席を要請する。

4 学校及び学校の教職員の責務（いじめ防止対策推進法第8条）

- 学校は、いじめの問題に迅速に対応するには、いじめの早期発見が不可欠であることから、児童生徒の小さな変化・兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から関わりを持ち、いじめを看過したり軽視したりすることなく、積極的にいじめの認知に努める。
- 学校は加害児童にいじめの非に気付かせ、いじめを受けた児童生徒への謝罪の気持ちを醸成させる
- 教職員は、いじめを発見、または相談を受けた場合は、速やかに「学校いじめ対策組織」に対し当該いじめに係る情報を学校の定めた方針等に沿って、報告・記録し、学校の組織的な対応に繋げる。
- 教職員は、「学校いじめ対策組織」において情報共有を行った後は、事実関係を確認の上、組織的な対応方針の下、被害児童を徹底して守り通す。
- 教職員は、児童生徒に直接指導する立場にあることから、教職員の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう十分留意する。

5 いじめ発見と防止のための取組

「ほめる、認める、励ます」指導を心がけ、自己有用感や自尊感情を高めるとともに、相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。

道徳の時間には、命の大切さについて指導を行います。また、「いじめは、絶対に許されないこと」という認識を児童がもつように教育活動全体を通して指導する。

(1) いじめの早期発見

- ① 「いじめは、どの学校でも、どの児童にも起こりうる」という基本認識にたち、全ての教職員が児童の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さないように努める。
- ② 教育相談体制の充実を図り、情報を全職員で共有し、いじめ防止対策委員会等の組織的な対応を迅速に行う。
- ③ 児童観察による情報収集
全職員は常に児童の情報収集に努め、気になる言動や行動を発見した場合は、担任に報告する。担任はその内容を把握し、生徒指導部・教頭に報告し、生徒指導部は内容を精査し、管理職への報告と対応の相談を行う。
- ④ 「いじめ把握のためのアンケート」を年3回（5月・10月・2月）行い、必要に応じて「教育相談」や「個人面談」等を行う。
- ⑤ 必要に応じて家庭訪問を実施し、保護者からの情報収集に努める。

(2) いじめの防止

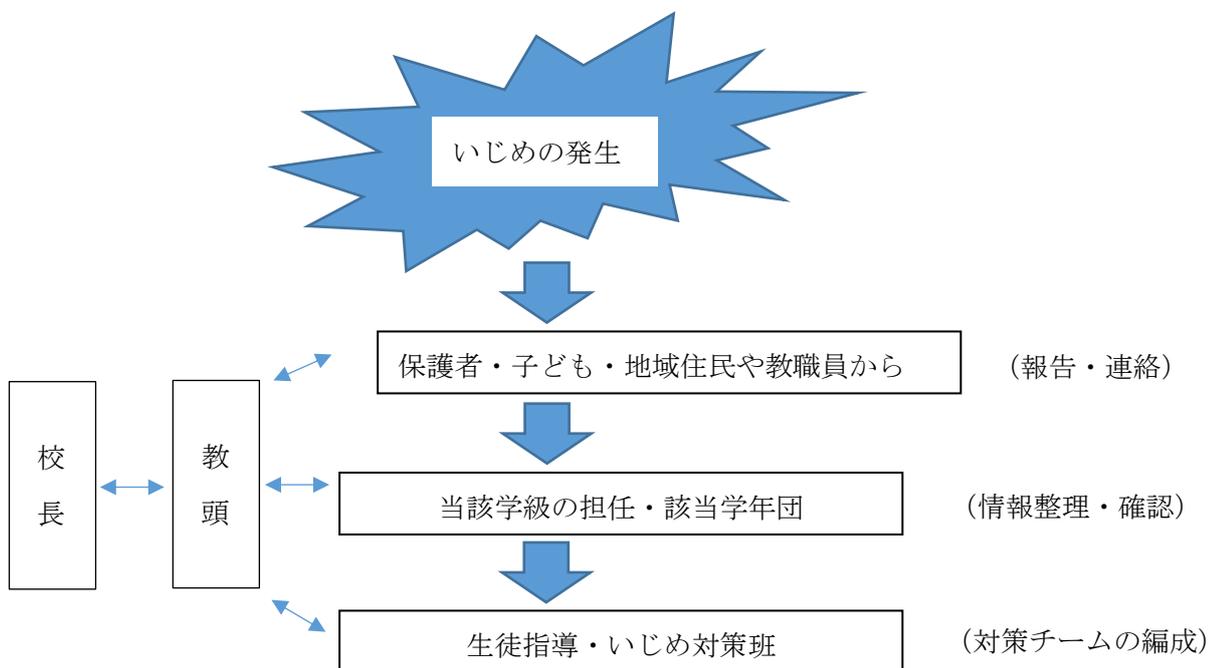
- ① 学校内だけでなく、各種団体や専門家、スクールカウンセラーや養護教諭、心の相談員などと連携をとり進めていく。
- ② Q-u やアセス（学校適応感尺度）などのテストを用いて児童の学級内の人間関係を探る。

(3) 家庭や地域、関係機関と連携した取組

- ① いじめ問題が起きたときには、家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組について情報を伝えるとともに、家庭での様子や友だち関係についての情報を集めて指導に生かす。
- 必要に応じて各種関係機関を適切に利用し、早期発見・早期解決に向けた取組を行う。

6 いじめ発見後の適切な対応

- (1) いじめられた児童やその保護者の立場に立った対応を心がけ、解決に向けた事実確認と指導の方針に基づいて説明する。同時に、市教育委員会への報告と相談を行う。
- (2) いじめ防止対策委員会の役割を明確にする。
 - ・ 事情聴取、整理、分析、まとめ
 - ・ 対応策の検討
 - ・ 教職員の意思形成、調整
- (3) スピード感をもって事実確認にあたり、情報を整理する。
- (4) チームとして立案した解決策にそって、継続的な指導を行う。
 - ・ 被害児童への面談
 - ・ 加害児童への指導
 - ・ 事実を認識していた児童への指導
 - ・ 被害、加害児童への保護者への説明と協力依頼（発見後から定期的な経過説明まで）
 - ・ 教育相談体制の強化
 - ・ 適切な人間関係づくりを目指した取組（各領域との連携）
- (5) 問題の内容等に応じて保護者説明会を実施し、学校としての姿勢や方針を明確にする。
報道関係への対応は校長を窓口に一本化し、公開できる情報を整理し、誠意ある公平な対応を心がける。その際、市教育委員会と連携して対応にあたる。



7 いじめ対策年間プログラム

4月	<ul style="list-style-type: none"> ・「いじめ対応」についての保護者説明（参観日・PTA総会・HP等） ・いじめ防止対策委員会①
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめの把握のためのアンケート実施 ・個人面談、教育相談及び指導
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・学級の実態把握
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめの把握のためのアンケート分析 ・いじめ防止対策委員会②
8月	
9月	
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめの把握のためのアンケート実施 ・個人面談、教育相談及び指導
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめの把握のためのアンケート分析
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止対策委員会③
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめの把握のためのアンケート実施
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめの把握のためのアンケート分析 ・いじめ防止対策委員会④

8 いじめチェックリスト

	いじめについて、学校全体で話し合う時間、校内研修等がある。
	家庭・地域に向けていじめについて情報発信を行うとともに、懇談会等で保護者と話し合う機会を設定している。
	いじめの実態を把握するために、年間2回以上のアンケート調査や定期的な個別指導を実施している。
	児童がいじめについて主体的に考える取組を実施している。

いじめの早期発見のためのチェックリスト

日常の行動や様子

児童生徒

- 遅刻・欠席・早退が増えた・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ []
- 保健室などで過ごす時間が増えた。また、すぐに保健室に行きたがる・・・・・・・・ []
- 用事もないのに職員室や保健室の付近でよく見かける。または訪問する・・・・・・・・ []
- 教職員の近くにいたがる・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ []
- 登校時に体の不調を訴える・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ []
- 休み時間に一人で過ごすことが多い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ []
- 交友関係が変わった・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ []
- 他の子の持ち物を持たされたり、使い走りをさせられたりする・・・・・・・・ []
- 表情が暗く(さえず)、元気がない・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ []
- 視線をそらし、合わそうとしない・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ []
- 衣服の汚れや擦り傷、傷み等が見られる・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ []
- 持ち物や掲示物等にいたずらされたり、落書きされたり、隠されたりする・・・・・・・・ []
- 体に擦り傷やあざができていることがある・・・・・・・・・・・・・・・・ []
- けがをしている理由を曖昧にする・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ []

授業や給食の様子

児童生徒

- 給食にいつも遅れて入ってくる・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ []
- 学習意欲が減退したり、忘れ物が増えたりしている・・・・・・・・ []
- 発言したり、ほめられたりするとひやかしやからかいがある・・・・・・・・ []
- グループ編成の際に所属グループが決まらず孤立する・・・・・・・・ []
- グループを編成すると机を離されたり避けられたりする・・・・・・・・ []
- 給食の際に配膳されなかったり、量を減らされたりする・・・・・・・・ []
- 食事の量が減ったり、食べなかったりする・・・・・・・・・・・・・・・・ []

放課後の様子

児童生徒

- 清掃時間に一人だけ離れて掃除をしている・・・・・・・・・・・・・・・・ []
- ゴミ捨てなどいつも人の嫌がる仕事をしている・・・・・・・・ []
- 一人で下校することが多い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ []